

第5章 計画の推進について

計画の周知・啓発 | 計画の進捗管理

1 計画の周知・啓発

地域福祉の推進や地域共生社会の実現に向けては、行政だけではなく、市民、企業、福祉関係団体など、地域に関わる全ての人や団体が地域福祉に関する活動に関心を持ち、取り組んでいくことが大切です。

そのためには本計画の内容や各施策について、多くの人や団体に理解や参画を求めていく必要があることから、広報そうかやホームページ、SNS等での周知に加え、草加市社会福祉協議会等と連携した周知・啓発を行います。



2 計画の進捗管理

1 市民と行政との協働による推進

本市では、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」を定めて、市民自治の実現、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民、市議会及び市の関係、役割及び責務を明らかにし、自治の基本原則を位置付けています。

この条例で「すべての市民が参画できる市民の自立と自律による市民主体のまちづくり」を掲げていることを踏まえ、本計画についてもこの条例の基本原則に準拠して、取組を推進します。

2 推進体制と取組の進捗管理

本計画の実効性の確保のためには、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画に位置付けている基本目標、施策の進捗管理を実施し、その結果を公表することが必要です。

本計画を効果的に推進するため、本計画の基本理念「お互いを認めあい、一人ひとりの自立を支えあいながら暮らしつづけられるまち」の実現に向けた進捗度合いを図るための客観的な目安として、各基本目標について評価指標(数値目標)を設定し、草加市地域福祉連絡協議会等において進捗管理及び評価を行うとともに、課題を明らかにし、その結果を以後の市の取組の改善に結びつけて、計画の推進を図ります。

